

指定居宅療養管理指導、指定介護予防居宅療養管理指導

運営規程・重要事項説明書

第1条 医療法人徳隣会つつみクリニック名古屋が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は、要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条** 医療法人徳隣会つつみクリニック名古屋が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
2. 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
 3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 4. 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人徳隣会 つつみクリニック名古屋
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内 2-17-30 5F

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 2人（常勤1人、非常勤1人）

※医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間）

第6条 居宅療養管理指導等の種類及び提供日、提供時間は、次の通りとする。

- (1) 医師による居宅療養管理指導等 月曜日～金曜日午前9時から午後6時
※ただし、国民の休日、12月29日～1月3日、8月夏季休暇期間を除く。
※電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

（通常の事業実施地域）

第7条 通常の事業実施地域は、名古屋市、北名古屋市、岩倉市、稲沢市、あま市、津島市、小牧市（一部）、春日井市（一部）、尾張旭市（一部）、清須市、長久手市（一部）、日進市（一部）、蟹江町、大治町である。

（利用料その他の費用の額）

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、窓口負担は下記の額とする。なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、その分を減免する。

医師による居宅療養管理指導（1回につき：月2回まで）

単一建物 居住者数	在医総管・施医総管を算定しない 場合			在医総管・施医総管を算定する 場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

（衛生管理等）

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（業務継続計画の策定等）

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（地域との連携等）

第12条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を行うよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人徳隣会つつみクリニック名古屋が定める。

(付則) この規定は、令和6年4月1日から施行する。